

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年3月12日
照会部署名 港年金事務所厚生年金適用課
照会担当者 (役職名) 課長 諏訪正幸
連絡先
メールアドレス

業務実施部署の長の確認 諏訪

(案件)

(受付番号) No. 2010-379	賞与規定の新設による賞与の取扱いについて
------------------------	----------------------

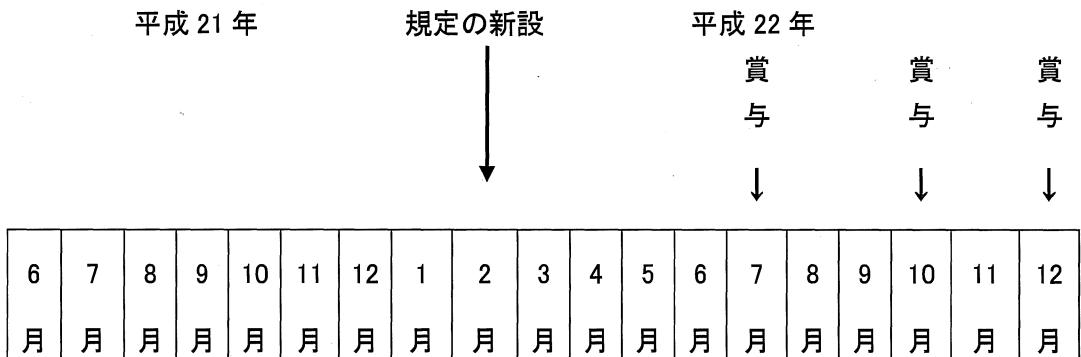
※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

年4回の賞与を新設した場合の取扱い

問: 平成22年2月に規定を新設し、7月から7月10月12月4月の年4回賞与を支給することとした。

このとき報酬の取扱いはどのようにするのか。



上図において平成22年7月1日の時点で新設された規定による賞与の支払実績はないため、昭和53年6月20日保発第47号・府保発第21号により、「変更後の諸規定による賞与の支給回数等の支給条件であったとすれば同日前一年間に受けたであろう賞与の額を算定し、その額を十二で除して得た額」を賞与にかかる報酬額とし、さらに昭和53年6月20日保険発第72号・府保険発第9号の「変更後の諸規定による賞与の支給実績がない場合」にあたるから「同日前一年間に受けたであろう賞与の額」は「変更前の諸規定に基づき7月1日前一年間に支給された額」を用いることとなる。

しかし今回の場合、新設前の規定に基づき7月1日前一年間に支給された賞与はないことから、22年の算定では賞与にかかる報酬額は加算せず、

また例えば23年7月、8月、9月の随時改定に該当しない者の場合は22年7月から23年7月の賞与を賞与支払届によって届出することもせず、23年の算定より「7月1日前の一年間に受けた賞与の額を十二で除して得た額」を賞与にかかる報酬額として加算すると考えるが如何。

(回答)

この事案については、以下の通り厚生労働省年金局事業管理課からの回答がありました。

「当該事案については、「健康保険法及び厚生年金保険法における賞与に係る報酬の取扱いについて」（昭和53年6月20日 保発第47号・庁保発第21号）2（1）アにより、平成23年度の定時決定又は7月、8月又は9月の随時改定の際、7月1日前の1年間に受けた賞与の額を12で除して得た額を賞与に係る報酬額として、算定する。

また、諸規程によって年間を通じ4回以上の支給につき客観的に定められていた場合でも、その支給がなければ当然に報酬には含まないため、平成22年度の定時決定の際は報酬額に含まない。」（厚生労働省年金局事業管理課回答）

したがって、年金事務所対応案のとおりの取り扱いになりますが、昭和53年6月20日 保発第47号・庁保発第21号、1の（1）の次期標準報酬月額適用前（事例のような平成22年定時決定の場合の平成22年7月支給分賞与等）の賞与支払届は必要となります。

回答日 平成23年11月 9日 (H23.10.6回答分差替)

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般) 小玉 幸夫

連絡先

メールアドレス

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

岡村